

医療労務管理支援事業

医療勤務環境改善研修会 「多職種の働き方改革について」 (北部地域開催)

2019年4月から働き方改革関連法案が順次施行され、医療機関においても本年4月より「時間外労働の上限規制」(中小企業は2020年4月から)、「年5日の年次有給休暇の取得義務化」等、医師の時間外労働の上限規制以外の働き方改革が適用されることになりました。これに伴い、医療機関の管理者や経営幹部による環境整備はもとより、労働者自身も改革内容を理解して取り組んでいくことが重要となります。

京都府医療勤務環境改善支援センターでは、平成27年度より京都労働局、公益社団法人京都府看護協会の共催で、北部地域及び京都市内・南部地域において勤務環境改善に関する研修会を開催しています。4年目となる今年度は、医療勤務環境改善研修会「多職種の働き方改革について」をテーマに研修会を開催しました。

今回、北部地域開催分を令和元年7月18日(木)サンプラザ万助にて行い、参加者は95名でした。講演は、①基調講演、②事例発表、③シンポジウムの3部構成にて開催しました。

はじめに、京都私立病院協会 事務長会常任委員会委員・京都ルネス病院事務部長の山口浩二氏より開会挨拶があり、基調講演には、講師に深澤理香氏(深澤社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士)をお招きし、「医療機関における働き方改革と勤務環境改善の取組み」をテーマにご講演いただきました。講演会では、2019年4月より施行された働き方関連法の「時間外労働の上限規制」、「年5日の年次有給休暇の取得義務化」「同一労働同一賃金 均衡・均等待遇の実施」についてご説明をされました。また、医師の働き方改革においては、医師の働き方改革検討会がまとめられた医師の時間外労働規制についてご説明いただく等最新の法改正を中心にご講演をいただきました。



深澤理香氏

事例発表では、事務部門から京都第二赤十字病院の事務部長 上田敏勝氏より「医療技術スタッフ2交代制導入」をテーマに事例発表をいただき、また、看護部門からは京都民医連中央病院の看護部長 坂田薰氏より「働き方改革7年間の取り組みと今後の課題」をテーマに事例発表をいただきました。次に、シンポジウムでは、基調講演講師の深澤氏が座長となり、事例発表を行った2病院の発表者を交えて意見交換を行いました。最後に京都府看護協会専務理事の千葉圭子氏より閉会挨拶がありました。全体を通じて、深澤氏の講演・事例発表・シンポジウムと参加者にとって参考になる事例が多数挙げられ、有意義な講演となりました。

次回、当講演会の京都市内・南部地域開催として、下記の要項にて開催いたしますので是非ご参加下さい。

【京都市内・南部地域開催】

日 時／令和元年12月12日(木)

午後2時～午後4時30分

場 所／メルパルク京都 5F会議室A京極

参加費／無 料

※詳細につきましては、京都私立病院協会ホームページ「研修会・講習会申込」にてご確認下さい。

(事務局)